

令和5年度

札幌市文化財保護審議会
(第2回)

令和6年3月19日(火)

市民文化局文化部

令和5年度 札幌市地域文化財認定制度 認定候補物件について

1 募集

- (1) 期間：令和5年8月1日～11月30日 ※当初の予定から1か月延長。
- (2) 広報：報道機関への投げ込みのほか、広報さっぽろ8月号やHPへの掲載、区役所・区民センター・まちづくりセンターにチラシを配架し、制度創設及び推薦について周知した。
また、期間を延長した11月1日からは文化財施設（時計台、豊平館、旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮、旧札幌控訴院庁舎）にチラシの配架したほか、札幌市公式LINEで発信し、さらなる周知に努めた。

2 推薦件数

建造物のほか、地域の伝統芸能や記念物（史跡）など様々な類型で8件の推薦があった。

3 令和5年度の認定候補物件

現時点で所有者の同意が得られないもの、公開されていない個人所有の美術工芸品等で地域文化財の対象外と考えられるもの3件を除き、以下の推薦物件を認定候補としたい。

表1 認定候補物件（※各候補物件の詳細・写真は別添の個票を参照）

	物件名	類型	認定理由
1	篠路歌舞伎	無形民俗文化財	市民生活の推移の理解に役立つもの
2	新琴似歌舞伎	無形民俗文化財	市民生活の推移の理解に役立つもの
3	苗穂小学校学校記念館	有形文化財	歴史上の価値を有するもの
4	阿部家住宅	有形文化財	歴史上の価値を有するもの

表2 対象外物件

	物件名	類型	対象外理由
1	吉田用水跡	記念物	現時点で所有者の同意が得られていない ※継続調査案件
2	■■■■所蔵書画	有形文化財	公開されていない個人所有の美術工芸品
3	■■■■所蔵歴史資料	有形文化財	公開されていない個人所有の美術工芸品
4	阿部家住宅庭園	記念物	公開されていない個人所有の庭園

4 令和5年度認定候補物件に係る今後の予定

- (1) ～令和6年3月
保護審議会の意見等を踏まえて認定する地域文化財を決定し、HPで公表。
- (2) 令和6年4月以降
各所有者あてに認定証を送付。

種 別	無形民俗文化財	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	1
名 称	篠路歌舞伎			
所 有 者	篠路歌舞伎保存会			
所 在 地	札幌市北区篠路			
概 要 (年代・ 法量等)	篠路歌舞伎は、札幌市北区篠路地域に伝承される民俗芸能で、明治35（1902）年に烈々布神社春祭りに「篠路烈々布素人芝居」として催されたのが始まり。一時は座員が50人に上るほど人気を博し、士別などへ地方公演も行っていたが、座員確保の困難等に起因して、昭和9（1934）年11月、一度は終焉を迎えた。 昭和60（1985）年「篠路歌舞伎ほてから座」が旗揚げし、「白浪五人男」を上演したことで、篠路歌舞伎が約50年ぶりに復活。その後、篠路歌舞伎保存会が設立され、当時の写真や台本、舞台幕等を保管するなど保存・伝承している。 現在は、園児が演じる「篠路子ども歌舞伎」としても継承されており、「白浪五人男」「忠臣蔵」「勧進帳」の3演目をもっている。 篠路歌舞伎は、地域的特色を示すものであり、この地域における生活の推移を理解するうえで役立つものである。			
認 定 理 由	市民生活の理解に役立つもの。			
写 真	 歌舞伎「神霊矢口渡」（昭和9年）   篠路子ども歌舞伎			

種 別	無形民俗文化財	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	2
名 称	新琴似歌舞伎			
所 有 者	新琴似歌舞伎伝承会			
所 在 地	札幌市北区新琴似7条4丁目1-3プラザ新琴似内			
概 （ 法 年 量 代 等 ）	新琴似歌舞伎は、札幌市北区新琴似地域に伝承される民俗芸能で、明治30（1897）年頃、地域の若者が集い、日々の厳しい労働から精神的な開放や発散、娯楽を求めて発祥した。 最盛期には村人口の半数が賄えるほどの常設劇場「若松館」が建設されたが、その後、映画という新しい文化の到来とともに、若者が歌舞伎から離れていく中、大正5（1916）年頃終焉することとなった。 平成5（1993）年、新琴似歌舞伎伝承会が設立され、平成8（1996）年には新琴似歌舞伎の復活公演が行われ、当伝承会では、当時の写真や台本、舞台幕等を保存している。 現在は、年1回程度「白浪五人男」を中心とした公演を行うほか、伝承活動の一環として地元の中学校が歌舞伎を学ぶ公開講座を実施するなど歌舞伎の魅力発信に努めている。 新琴似歌舞伎は、地域的特色を示すものであり、地域の生活の推移を理解するうえで役立つものである。			
認 定 理 由	市民生活の理解に役立つもの。			
写 真	新琴似歌舞伎創設の中心人物 田中松次郎 新琴似中学校歌舞伎公開講座 劇場開設願（明治43年）			

種 別	有形文化財	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	3
名 称	苗穂小学校学校記念館			
所 有 者	札幌市			
所 在 地	札幌市東区北9条東13丁目1-1			
概 要 (年代・ 法量等)	昭和12（1937）年に建設された木造校舎の一部（北玄関付近の教室棟）を保存したものである。木造2階建て、屋根はトタン葺切妻、外壁は箱目地下見板。2階は、当時の児童机、教材、教具等を配置して戦前の教室を再現するとともに、旧図工室は資料展示室として活用されており、学校での教育、行事、生活などに関する当時の教材・器材等の展示物を確認できる。階段は多くの児童、教師が昇降した証として縁がすり減り、丸みを帯びており、歴史が感じられる。 苗穂小学校の全学年が年1回体験学習を行うほか、下水道設備が老朽化する以前は開放され憩いの場になるなど、地域に大切に保存されている。 札幌市街地では唯一の木造2階建て校舎であり、昭和初期の木造校舎と当時の小学校の様子を伝える歴史的価値のある貴重な建造物である。			
認 定 理 由	歴史上の価値を有するもの。			
写 真	  建造物外観   上：資料室 下：教室			

種 別	有形文化財	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	4
名 称	阿部家住宅			
所 有 者	個人所有			
所 在 地	札幌市北区 [REDACTED]			
概 (年 代 ・ 法 量 等)	明治30年代に建築されたとされる洋風建築物。大正、昭和期に増築を重ねているが、札幌で数少なくなった明治期からの建物である。札幌らしい洋風建築の風情とともに、大正、昭和初期の市民の生活を今に伝えている。 書院・床の間・床脇を設えた和室や、大正モダンの特徴を伝える洋間、意匠は微妙に異なるが清華亭にも見られるような玄関の破風にあしらわれている十字形のモチーフなどの特徴がある。 開拓使以来の札幌らしい洋風建築の風情を今に伝えるとともに、大正・昭和戦前期の和洋折衷住宅の特徴を良好な状態で保ち、歴史的な価値を有する建造物である。 また、庭には昭和戦前期の頃からの植生と言われるクリの木や、残存する灯籠や飛び石は当時の面影を伝え、歴史ある住宅を彩っている。 札幌農学校教授であった坂本末太郎の住居として建てられた後、北海タイムス経営のほか、大正2（1913）年に札幌区長に就任した阿部宇之八等が代々住み継いでいる。			
認 定 理 由	歴史上の価値を有するもの。			
写 真	 外観  玄関：破風の十字形飾り  和室  洋間・応接室			

対象外物件一覧

種 別	記念物	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	対象外
名 称	吉田用水跡			
所 有 者	札幌市			
所 在 地	札幌市清田区北野3条3丁目			
概 (年代・ 法量等)	明治25(1892)年頃、吉田善太郎らによって造成された「吉田用水」の跡。北野、大谷地方面に農業用水を供給した全長約5kmの素掘りの用水路である。昭和40年代中頃に役目を終え、北野に約500m区間のみ緑地帯として遺構が残る。また、大正8(1919)年に地域の人々により「用水記念碑」が建立され、厚別川左岸道路わきに現存している。			
対 象 外 理 由	所有者の同意が得られていないため。(継続調査)			
写 真	 吉田用水の遺構（緑地帯）			

種 別	有形文化財	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	対象外
名 称	[redacted] 所蔵書画			
所 有 者	個人所有			
所 在 地	[redacted]			
概 (年代・ 法量等)	掛け軸2点、油彩画2点、水彩画1点 [redacted]			
対 象 外 理 由	公開されていない個人所有の美術工芸品。			
写 真	[redacted]			

種 別	有形文化財	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	対象外
名 称	[redacted] 所蔵歴史資料			
所 有 者	個人所有			
所 在 地	[redacted]			
概 要 (年代・ 法量等)	古写真 [redacted] 35mm映写(動画) フィルム [redacted]			
対 象 外 理 由	公開されていない個人所有の美術工芸品。			
写 真	[redacted]			

種 別	記念物	札幌市地域文化財台帳	台帳 番号	対象外
名 称	阿部家住宅庭園			
所 有 者	個人所有			
所 在 地	札幌市北区 [redacted]			
概 要 (年代・ 法量等)	家屋の背後(北側)のクリの木は昭和戦前期、ここに居住した阿部良夫(字之八の長男)の頃からの植生といわれている。また、庭園には灯籠や飛び石が残存し、当時の面影を残している。			
対 象 外 理 由	公開されていない個人所有の庭園。			
写 真	 庭の木  庭園 (R5.12文化財保護指導員撮影)			

札幌市地域文化財認定制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市内（以下「市内」という。）で、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産を、札幌市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として認定することにより、市民が文化財の価値や魅力を共有し、将来への継承に寄与することを目的とした札幌市地域文化財認定制度（以下「認定制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、概ね50年以上の歴史があり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び札幌市文化財保護条例（昭和34年札幌市条例第31号）の規定による指定、登録、選択、選定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値を有するもの並びに考古資料及び歴史資料で学術上の価値を有するもの

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値を有するもの

(3) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物

遺跡、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地などで、歴史、芸術、学術上の価値を有するもの

(6) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で
地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(7) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で歴史上
の価値を有するもの

(8) 文化財保存技術

材料製作、修理・修復の技術等で文化財の保存のために必要と認められるもの
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、市民等から推薦されたものとする。

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、札幌市地域文化財推薦書(第1号様式)に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて札幌市市民文化局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書(第2号様式)により所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、景観等明確な所有者が判明しない場合は、この限りでない。

(地域文化財の認定)

第4条 地域文化財の認定は、局長が行う。

2 局長は、地域文化財の認定にあたり、札幌市文化財保護審議会の意見を聴くこととする。

(証書の交付)

第5条 前条による認定をしたときは、局長は所有者等に札幌市地域文化財証書(第3号様式)を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

(地域文化財の管理)

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者(以下「所有者・管理者等」という。)は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、札幌市市民文化局(以下「市民文化局」という。)に助言を求めることができる。

3 市民文化局は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理や現状変更について

て必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して局長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、局長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに局長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者・管理者等が札幌市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、札幌市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を局長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 市民文化局は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 市民文化局は、地域文化財について、札幌市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

（地域文化財の認定の取消）

第13条 局長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の認定を取り消すものとする。

- (1) 滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。
- (2) 地域文化財が市内に所在しなくなったとき。
- (3) 文化財保護法、北海道文化財保護条例及び札幌市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 局長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 局長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、札幌市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（事務の所管）

第14条 認定制度の運営に関し必要となる事務は、札幌市市民文化局文化部文化財課が所管する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。